

## 選挙権年齢の18歳引き下げについて

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳からに拡大されました。選挙権の拡大は昭和20年以来、約70年ぶりの改正で、有権者も全国で約240万人増えることとなります。選挙権年齢の引き下げの実施は、この法律の施行日（平成28年6月19日）以後初めて行われる国政選挙の公示日以降にその期日を公示（告示）される選挙からとなります。

## 選挙権年齢はなぜ引き下げられたの

日本では少子高齢化、人口減少社会を迎えているなか、日本の未来を担う若い世代の声を、これまで以上に政治に取り入れていくため選挙権年齢の引き下げが行われました。世界的にみても、18歳までに選挙権が認められている国は全体の約92%であり、より早く選挙権を持つことで、社会の担い手であるという意識を若いうちから持っていただき、主体的に政治に関わる若者が増えることが期待されています。

しかし選挙権年齢が引き下げられても、若者の投票率が低いと、若者の声は政治に届きにくくなります。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。18歳を迎え投票ができるようになりましたら、大切な一票を無駄にしないよう投票に行きましょう。

## 18歳選挙権についてもっと知りたい

総務省ホームページでは、18歳選挙権について理解を深めていただくために、選挙のことが学べる特設コーナーを設けています。また、学校現場における政治や選挙等に関する学習の内容の一層の充実を図るため、総務省と文部科学省の連携により「私たちが拓く日本の未来」が作成されております。

- [「選挙権年齢の引き下げについて](#)（総務省公式ウェブサイト）」（別ウインドウ）」（外部リンク）
- [「私たちの声を、私たちの将来に」 はじめての選挙 18歳選挙](#)（外部リンク）
- [高校生向け副教材 「私たちが拓く日本の未来」](#)（外部リンク）

## 住所の移動により選挙人名簿に登録されなかった方が救済されます

選挙では、選挙権を有していても選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。また、登録要件を満たしていても登録基準日前に転出してしまうと、新旧どちらの住所地の選挙人名簿にも登録されないケースがありました。そうした方の救済措置として、選挙権年齢の18歳への引き下げに合わせて、次のように登録制度が改正されます。

旧住所地で住民票の登録期間が3カ月以上あり、そのまま居住していれば登録されたであろう方について、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地で登録を行います（転出後4カ月を経過した者を除く）。この改正は、平成28年6月19日以降に行われる国政選挙の選挙時登録から実施されます。

### 事例

以下のケースでは、これまで新住所地で住所要件（登録基準日に住民票が作成されてから引続き3カ月以上住民基本台帳に記録されていること）を満たすまで選挙人名簿に登録されませんでした。要件を満たしていた前住所地において登録されるようになります。

- 旧住所地における住民票の登録期間が3カ月以上である17歳（注釈）の者が選挙人名簿に登録される前に転出をし、新住所地において18歳（注釈）となったが、新住所地における住民票の登録期間が3カ月未満である場合
- 旧住所地における住民票の登録期間が3カ月以上である18歳（注釈）以上の者が選挙人名簿に登録される前に転出をし、新住所地における住民票の登録期間が3カ月未満である場合

**注釈**：選挙権年齢の18歳への引下げ後による説明です。

## 進学や就職で引っ越したら住民票を移しましょう

今年の春、進学や就職で小金井市を離れて新生活を始める方、また、小金井市に新たに引越しをされる方へお願いです。進学や就職で小金井市から他の市町村へ引越しをして新生活を始められる方は、住民票の異動をお願いします。

また、他の市区町村から新たに小金井市に引越しをして新生活を始める方も、住民票の異動をお願いします。この住民票の異動によって、この夏に行われる予定の参議院議員選挙での投票できる市区町村が変わってきます。

- [今年の春、引っ越しをされる方へ](#) (総務省公式ウェブサイト) (別ウインドウで開く)